

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 農業大学校堆肥処理施設屋根修繕業務
- (2) 履行場所 胆沢郡金ヶ崎町西根遠谷巾 2 - 6
- (3) 履行期限 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日現在で、岩手県の令和 5 ・ 6 年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 県南広域振興局管内に本店又は営業所等（岩手県内に本店を有する者の営業所等に限る。）を有する者。
- (4) 過去に元請として、同様の業務を行った実績を有すること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年 6 月 6 日建技第141号）、及び物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年 3 月 30日出総第24号）等に基づく指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (8) 課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に係る滞納がないこと。また、岩手県の県税に係る納税義務がある者においては、岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目の滞納がないこと。
- (9) 入札説明書の交付等を受け、入札説明書にある関係調書を期限までに提出した者であること。

3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和 7 年 1 月 24 日（金）午後 5 時までに 14 の場所に持参により各 1 部提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、説明をしなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 令和 7 年 1 月 1 日現在、過去に元請として同様の修繕業務を実施した修繕業務実績等調書（様式第 2 号）

- (2) (1)により提出された書類による入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、提出された書類を審査した結果、資格を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は令和 7 年 1 月 28 日（火）までにファックスで通知する。

4 入札の方法等

- (1) 入札書は、5 の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 3 により提出された資料を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出前に委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年1月31日（金）10時30分
- (2) 場 所 岩手県立農業大学校 本館2階会議室

6 入札書に関する事項

入札書は、県で示す様式により次のことを表示し、代表者印または代理人の印を押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載）
- (3) 入札書の宛名は「岩手県立農業大学校長」とすること。
- (4) 入札金額

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札の場合
- (3) 入札書に記名押印がない場合
- (4) 入札金額を訂正した入札書により入札した場合
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (9) 入札執行者の指示に従わない場合
- (10) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

9 落札者の決定方法

- (1) 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度入札は2回を限度とする。

11 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する修繕業務に係る契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が2入札参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、会計規則第112条に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

13 その他

- (1) 提出された書類は返却しないこと。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札に参加するに当たり、現場の確認が必要とする場合は、13に記載する担当部局と日程を調整のうえ確認すること。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県立農業大学校事務局庶務担当

〒029-4501 岩手県胆沢郡金ヶ崎町六原蟹子沢 14

電話 0197-43-2211